

令和4年第3回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

令和4年9月16日（金曜日）午前10時開議

- |        |                        |   |
|--------|------------------------|---|
| 日程第 1  | 議案第 47号                | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第 2  | 議案第 48号                | 西郷村特別職報酬等審議会条例                            |
| 日程第 3  | 議案第 49号                | 西郷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  |
| 日程第 4  | 議案第 50号                | 西郷村上下水道事業経営審議会条例                          |
| 日程第 5  | 議案第 51号                | 除染対策事業令和3・4年度債務負担行為北部仮置場調整池浚渫工事請負変更契約について |
| 日程第 6  | 議案第 52号                | 除染対策事業令和4年度施工谷津田地区仮置場原状復旧工事（第2工区）請負契約について |
| 日程第 7  | 議案第 54号                | 令和3年度西郷村歳入歳出決算の認定について                     |
| 日程第 8  | 議案第 55号                | 令和3年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について           |
| 日程第 9  | 議案第 56号                | 令和4年度西郷村一般会計補正予算（第3号）                     |
| 日程第10  | 議案第 57号                | 令和4年度西郷村墓地特別会計補正予算（第1号）                   |
| 日程第11  | 議案第 58号                | 令和4年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）               |
| 日程第12  | 議案第 59号                | 令和4年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）               |
| 日程第13  | 議案第 60号                | 令和4年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）              |
| 日程第14  | 議案第 61号                | 令和4年度西郷村水道事業会計補正予算（第2号）                   |
| 日程第15  | 議案第 62号                | 令和4年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第1号）                |
| 日程第16  | 議案第 63号                | 令和4年度西郷村下水道事業会計補正予算（第2号）                  |
| 日程第17  | 報告第 3号                 | 令和3年度西郷村財政健全化判断比率の報告について                  |
| 日程第18  | 報告第 4号                 | 令和3年度西郷村公営企業会計資金不足比率の報告について               |
| 日程第19  | 報告第 5号                 | 一般社団法人西郷村農業公社経営状況報告について                   |
| 追加日程第1 | 議案第 64号                | 西郷村教育委員会委員の任命について                         |
| 追加日程第2 | 諮問第 2号                 | 人権擁護委員候補者の推薦について                          |
| 日程第20  | 議員派遣の件                 |   |
| 日程第21  | 閉会中における継続調査の結果について     |   |
| 日程第22  | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件   |   |
| 日程第23  | 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件   |   |
| 日程第24  | 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 |   |
| 日程第25  | 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 |   |
| 日程第26  | 閉会                     |   |

・出席議員（16名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 鈴木武男君	6番 河西美次君
7番 松田隆志君	8番 鈴木勝久君	9番 真船正晃君
10番 藤田節夫君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 後藤功君	14番 大石雪雄君	15番 秋山和男君
16番 真船正康君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	高橋廣志君	副村長	真船貞君
教育長	秋山充司君	会計管理者兼 会計室長	関根由美君
参事兼 総務課長	福田修君	参事兼 企画政策課長	伊藤秀雄君
財政課長	渡部祥一君	防災課長	和知正道君
税務課長	仁平隆太	住民生活課長	池田早苗
福祉課長	相川佐江子君	健康推進課長	田部井吉行君
環境保全課長	今井学君	産業振興課長	相川哲也君
建設課長	相川晃君	拠点整備室長	関根隆君
上下水道課長	木村三義君	学校教育課長	緑川浩君
生涯学習課長	須藤隆士君	農業委員会 事務局長	鈴木弘嗣君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	黒須賢博	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局長 庶務係長	金田洋子		

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎追加日程の議決

○議長（真船正康君） 日程に入るに先立ち、ここで議案の追加提案について申し上げます。

ただいま議案1件、諮問1件が追加提案されました。

おはかりいたします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午前10時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前10時01分）

○議長（真船正康君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（議案第64号及び諮問第2号）

○議長（真船正康君） ただいま追加提案されました議案1件、諮問1件につきましては、日程第19の次に、追加日程第1、議案第64号、追加日程第2、諮問第2号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

追加日程第1、議案第64号から追加日程第2、諮問第2号までを一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（真船正康君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（真船正康君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 本日、追加提案いたしますのは、議案第64号「西郷村教育委員

会委員の任命について」及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の人事に関する案件2件でございます。

まず、議案第64号の「西郷村教育委員会委員の任命について」のご説明を申し上げます。

現在、委員の勝又千賀子氏が令和4年10月17日をもって任期満了となることに伴い、再度教育委員会の委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

勝又千賀子氏は、学校教育並びに社会教育関係の委員を歴任し、平成22年9月に議会のご同意をいただき西郷村教育委員会委員に就任以来、教育向上には多大なる実績を残されてきたところであります。温厚なその人柄から信望も厚く、本村の教育行政のさらなる進展にご尽力をいただけるものと確信し、提案するものであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」のご説明を申し上げます。

現在、委員の金澤登志子氏が令和4年12月31日をもって任期満了となることに伴い、再度候補者として推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

金澤登志子氏は、令和元年10月から人権擁護委員を務められております。長年社会福祉業務に携わった豊富な経験により、人権擁護に対する深い理解と熱意を有しておられますので、再度候補者として推薦いたしたく、意見を求めるものでございます。

以上、本日追加提案いたしました議案、諮問についてご説明を申し上げました。ご審議の上、ご同意、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案第47号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第47号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第47号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第2、議案第48号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第48号「西郷村特別職報酬等審議会条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第3、議案第49号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第49号「西郷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第4、議案第50号に対する質疑を許します。  
11番矢吹利夫君の質疑を許します。

○11番（矢吹利夫君） 議案第50号「西郷村上下水道事業経営審議会条例」について  
質疑いたします。

今回の上水道を一緒にするということで理解はしているんですけども、この中の組織について質疑したいと思います。

その中で、1から委員の、「委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する」と書いてあるわけなんですけれども、今回、議員ということで議会からというのが入っていないのですが、それはどういうことで議会からということが除いてあるのか、  
質疑いたします。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君の質疑に対する答弁を求めます。  
上下水道課長。

○上下水道課長（木村三義君） 矢吹議員のご質疑にお答えいたします。

今回の条例案におきまして、組織、こちらで議会議員が入っていないのはどのよう

なことかということでございますけれども、今回の議案第50号におきまして上程している条例は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として設置するものでございます。

今回、議員を除いている理由につきましては、審議会や委員会等の場では、一般の利用者の方々に多くの意見や要望を出していただき、その審議会や委員会等で提案された議題について、議会議員の皆様方には議会の場で議論をいただけることから、今回上程しております条例では議会議員を除いているところでございます。

ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 再質疑します。

議会議員充て職の選出基準ということで我々いただいているんですけども、3月のね。その中で、西郷村上下水道事業運営審議会、これは文教厚生常任委員会より2名、産業建設常任委員会より3名ということであって書いてあるわけなんですけれども、そして西郷村水道事業運営審議会、これは総務常任委員会より1名、産業建設常任委員会より1名、文教厚生常任委員会より1名ということで3名書いてあるわけなんですよね。下水道は5名ということで、こういうのを書いてあるんですけども、これも何らこの基準からちょっと外れているのではないかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（真船正康君） 上下水道課長。

○上下水道課長（木村三義君） お答えいたします。

今現在の下水道審議会、水道審議会につきまして、議員の方々が入っておりますけれども、今回先ほどもお話ししましたとおり、地方自治法第138条の4、第3項に基づいて今回設置しているものでございますけれども、審議会、こちらは執行機関の附属機関です。こちらは審議会、審査会、調査会、その他調停、審査、諮問、または調査のために置く機関が附属機関です。

この上下水道の審議会は、村長の政策を進めるに当たって専門家や村民からの意見を求めるために設置しております。そのため、審議会において意見を集約し、村長に報告を行う組織となっておりますので、今回は議会議員を除いているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。

今の課長の答弁の中で、我々議員としてもよく理解し難いなど。

これ村長に伺いますが、今回から10名ということで、村長が委嘱するということで10名、今現在10名、10名で審議会いると思うんですけども、なぜ今回10名にしたのか、その理由づけを納得するように説明いただきたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 矢吹議員の質疑にお答えいたします。

今回、上水道運営審議会、そして下水道運営審議会を合併して上下水道運営審議会

ということに一本化するということでもあります。

そんな中で、委員の構成でありますけれども、課長が先ほど説明しましたように、地方自治法138条の4第3項の規定で、執行機関の附属機関という位置づけでありますので、今回は下水道、上水道、そして農業集落排水、各分野あるものの統一するものですから、幅広く利用者、村民の意見を聞きたいということで、多くそこに人員を配置したわけございまして、今回議員の方が外れておりますけれども、審議会、先ほども言いましたように、附属機関ということでもありますので、議員の皆様には議場において高所大所から議決を賜りたいという思いでそのようにさせていただきました。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番です。

附属機関ということで、村長が考えているのは私としてはちょっと分からないんですけれども、ただし、今後の審議会に関しても、では、確認しますけれども、議員は入れないという方向で考えておるのか、再度伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 審議会全部外すというわけではありませんで、中にはまず審議会においては、法的に議員を入れなきゃならないという縛りが1つありますよね。それ以外には条例、規則で決めるということでもありますので、各審議会、今頭にあるのは11審議会あると思うんですけれども、その都度今後これを参考にしながら、全部排除という方向ではありませんけれども、その都度検討していきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 全てではないということで、貴重なのは残すということで、だんだんと議会からは外すという、今後はそういう理解でいいんですか。議会は外して、今後審議会は持っていくという方向づけでいるということでは理解していいんですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

それらについても、議員の皆さんと相談しながら、全部外すとか、積極的に外すということではなく、その都度審議をしながらよりよい方向に進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。

そうすると、議員の皆さんからも相談しながらという今村長の説明でありましたが、では、今回の上下水道の件に関しては、私らは説明を伺っていないものですから、何で今回上下水道がいきなりぱっきり、統合という先ほどのお話は理解しますけれども、その事前にこういう形で今後進めていくつもりでいるんだとか、何か説明があってもしかるべきではないかなと私なりに思いますが、最後にどうですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、タイミング的に上下水道一緒になるという、そのタイミングがあったものですから、村民、利用者、いろいろな意見を聞きたいということで、そういう人員の、10人の配置にさせていただいたわけでありまして。事前に説明しろということもあったかもしれないんですけども、たまたま両審議会の中でこのような説明をさせていただきましたので、ご理解賜りたいと思います。

○11番（矢吹利夫君） 了解しました。終わります。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君の質疑は終わりました。

そのほか、議案第50号に対する質疑はございますか。

8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 8番鈴木勝久です。

議案第50号「西郷村上下水道事業経営審議会条例」について質疑いたします。

今、村長が審議会の答申によってという話をしましたが、私、この上下水道の両方の審議会のメンバーです。そこで確かに議員をとという部分をなくすには、そういう意見でまとまっていたんですが、ただ、審議会の内容上ほとんどの審議内容が議員の発言で構成されていたというか、審議会が動いていた嫌いがあったので、村長が認めるもの、村長が望むものという最後の、(3)か、ちょっと見ていないんですけども、(4)でしたっけ、(3)ですね、そこに議員も含めるような含みをもたして、議員は専門的な知識を持った人たくさんいるんですよ。上水道に関しても、下水道に関しても、その内容を数字的にも詳しく知っていたので、そこでちょっと含みをもたしてくれないかという、そういうお話もしたはずなんです。

ですから、まるっきり、特に上水道とか下水道は使っている側の立場でしゃべることとはできるんですけども、内容の中の経営的な部分に関しては、一般から入ってくる方々と数字は分からないし、内容がちょっと分からないですね。ですから、そこにもしかしたら議員の方も入れておかないと審議会が回らないんじゃないか。

そういうわけで、議員も入れる余地があるようなまとめにしてくださいと言った経緯がありますけれども、その辺どのように感じたか、そこも排除してということであれば、この条例に関しては、村長が今おっしゃったように、事前に議会と話し合っ、これからの審議会の構成どうしたらいいんだというのを1回どこかで話し合う機会があればよかったのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君の質疑に対する答弁を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

確かに、事前にそういうお話できる機会があればよかったなと思っております。たまたま先ほども言いましたように、今回令和2年から公営企業化になったものですから、それに伴い統一ということで、今回はそういう審議会の中でご説明させていただきました。

議員の方には本当に博識の方がおりまして、詳しい方本当におります。そういう意



味で、最後の2人の中に、村長が認める中で識見を有する者ということで入ることも可能かなということで考えておりますので、あえて議員を入れないで識見を有する者の中に、そういった意見を聞きながら委嘱ですか、それも考えていきたいなと思っております。いずれ内容によって検討していきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 村長というか、村長の諮問機関でございますので、村長のお考えでそれをどう運営するかというのは村長の考え次第だと思うんですけども、一応今までは条例というか、そういうところに議員を入れるというのが入っていましたので、入れないという理由を述べる機会というか、説明する機会があったほうが良かったんじゃないかなと思っております。

そういう今、村長の答弁を聞いていて、そういうお考えであれば私は結構でございますので、質疑を終わらせていただきます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君の質疑は終わりました。

続きまして、議案第50号に対するそのほかの方ございますか。

13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 議案第50号について質疑します。

ただいま8番議員の質疑で高橋村長の考えというのは大体分かったんですが、実は私、上水道の審議会の委員であります。先頃委員会が開かれまして、その席で、これおかしいんじゃないかと私いろいろただしたんですよ。事務局のほうで十分分かっているはずなんですけど、私に限らず何人かの委員もこのことについて疑義をただしたと、そういう経緯があります。

私、具体的などということかということをごここで実態を申し上げたいと思っております。

今回、議案第50号の議案の中身に限らず、村の諮問機関いろいろ数多くありますが、その実態、私も議員も三十有余年の経験上申し上げますと、形骸化ですか、表向きの各いろいろな意見を聞いて行政をやっていくんだ。それはそれでそういうことなんですけれども、実態は、ほとんどの民間の有識者、そういう方々の発言というのは、本当にもう事務局主導でたたき台になっているものをただ賛成、反対、それでほとんどが実態はそうですね。あえてそのことについて議員の皆さんがほとんど発言していると。

私は、やはりこれを考えなきゃならないのは、こういった物事の本質の誰が一番利益を被るんだと、住民でしょう。住民がそのことによって一番、例えばいろいろなかんかんがくがくその実態の中身のことについて、一番我々が申し上げたことが住民の利益になるということが最大の私は眼目だと思うんですよ。それを抜きにして、ただ執行部側が都合のいいような解釈でこれを形骸化して骨抜きにして、しゃんしゃん、執行部の提案がそのまま通るほうがそれはスムーズでいいでしょう。

しかしながら、こういったことは結局西郷村民の利益にならないと。そういう私は観点に立って、行政のこともそういうスタンスであれば、今回の、今村長は決してそういうことではないということで答えておられましたが、しかしながら、何もここで

議員をちょっと遠慮していただいて、民間の各有識者の意見を広く聞くんだと、前段私が申しあげましたが、それは聞くにしても、実態は何もおっしゃらないということがほとんどなんです。

我々は、3月の当初予算からずっと予算上こういったことに対してある程度分かっているわけです。それを基に、そして自分のいろいろな各議員さんは地域住民の、例えば水道料が高いとか、何が問題だ、やはり陳情を受けるわけですよ。そういったことをなぜ排除するんだと。これはちょっとネガティブに捉えれば、村長はできるだけ自分のシンパのそういう審議委員にしちゃって、あまり文句言う人は排除したいと。それ以外、そういうふうになっちゃうんです。そうじゃないですか。

いろいろな民生委員から、教育委員から、行政区長から、ほとんど高橋色一色でしょう。極端かもしんないけれども、そう言う人があると。私もいろいろ検証したらそうだよなど。そういうことが、この民主主義社会において本当に健全なのかと。

ちょっと枠を広げて政治的なことを申しあげると、私は健全じゃないと。やはりいろいろな斜めに角度、正面、いろいろなそういうことから申しあげる人がいないとどうなっちゃうんだと。審議会でも何でもしゃんしゃん、そのとおり決まって、果たして本当の民意はどうなんだと。

私は、そういう観点からもそれはよろしくない。やはり今までどおり、たとえ議員の人が真逆のことを言ったとしても、それはそれで選良で選ばれた人なんだから、それなりの根拠があるわけです。ですから、議員一色にしろとは申しませんが、それを外す必要はないと。

私は、委員会の席でさんざんこれ申しあげてきました。課長は村長にその辺伝えてあるのかどうか分からないけれども、これは少し再考して、いや、今までどおりそういうことで尊重します。これは議員のほうでも、一時期議会改革と称してできるだけあまりそういうところから抜けようと。それはとんでもないことなんですよ。なぜそういう我々の識見なり生かさないんだと。問題点を把握しているのは、我々のほうがより切実ですよ。

私も申しあげれば、上水道の問題も住民から聞いています。こういうところで困っちゃったんだ。最大限に私も動きました。いろいろな問題があるんですよ。そういうことを、場を削っちゃったらどうなんだと。結果的には、これは住民が不利益になっちゃう。それを一番私は危惧します。

だから、村長のそういう政治的なやりやすくてか、そういうことを抜きにして、物事の本質はどこにあるんだと、民主主義の本質はどうか、プーチンじゃないんだから、きちっとそういうことを、全体の利益ということを考えて行政をやっていただきたい。どうですか。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君の質疑に対する答弁を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 後藤議員の質疑にお答えいたします。

今ほどたくさんおっしゃられました。納得すること多々あります。課長のほうから、

議員である後藤議員とほかの議員の方からもいろいろ意見も私は参考にしながら、議会改革という話も聞いたりして、いずれにしても、議員の意見は大切でありますし、村民の代表ということも認識しておりますけれども、議員が一生懸命やるがために、村民の委員の意見が出しにくいということもあるかもしれないですね。

そういうことで、トータル的に（１）の中で、識見を有する者の中に、そこに選ぶことも可能でありますので、その辺で理解していただきたいなと思っております。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 今村長ね、いみじくもおっしゃいましたが、以前から、要するに議員は邪魔だという、そういう一部の村民にあるんですよ。議員が出てくるから何もできないんだと。ある意味うるさい議員が西郷村をかんましているんだと。あいつらがいるから西郷村はうまくいかないんだと。そういう人がいるんです。だから、議員は排除しろと。真っ向対立ですね。

私はそういう立場に立ちませんが、前段で申し上げたとおり、村民の利益になるのがまず第一義だと、どんないろいろな議員個人がどう思われようと、物事の本質に決まった議論をすることが、これは西郷村の利益になるんだと。村長が村長の立場を有利にしようとか、ある一部の人はそうでしょう。俺は村長派だから、村長に反対する勢力なんてみんなつぶしちまえと。そう言う人があるんです。言っているんですよ。それが具現化したこういう議案になってきたんじゃないかと、ある意味私はそう思うんです。

決してそういう、外野は外野で言論の自由だから何を言っても構わないけれども、しかしながら、結果的にそうなったら、これは住民の不幸ですよと。やはり自由闊達ないろいろな角度から申し上げて、そして予算、あるいは条例、いろいろなものを何のために我々議会に出てきているんですか、西郷村村政を論じるために出ているんです。そういう場から排除して、何の利益になるんですかと。

そして各審議会の中には、事前に予算も何も、一般の審議員は分からないわけですから、ただ、当日、その日に来て資料を渡されて、はい、賛成です、それで終わりでしょう。それが果たして健全なののかと。いや否定はしませんけれども、これは形上取らざるを得ないんでしょう。だから、これは諮問にしても、本当にすばらしい諮問、これは真っ当だと、行政で抜け落ちたことを指摘して、そしてその部分をきちっと答申すると、それが本質でしょう。

だから、そういう抜け落ちた部分も議員はやはりカバーしたり、きちっとしたそういう役割があるんです。そういうことを前提によく慎重に考えていただきたい、このように思います。

ですから、今後の行政においてこの各審議会、諮問の在り方、答申、それをこれを契機にもう少し慎重に、抜け落ちた、果たしてそれは慎重にやっているのかどうかと。そういう世間のそういう変な曲がったそういうことに、村長は迎合してもらっては困る。政治的な立場は別として、その点よく考慮して慎重にやってもらいたい。こういうことです。どうですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 後藤議員のおっしゃること、本当にそのとおりだと思っております。

いずれにしても、今後、審議会においては、そういった意見も頭に十分入れながら、村民のためにやっていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 終わります。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君の質疑は終了いたしました。

次に、議案第50号に対するそのほかの質疑ございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第50号「西郷村上下水道事業経営審議会条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第5、議案第51号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第51号「除染対策事業令和3・4年度債務負担行為北部仮置場調整池浚渫工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第6、議案第52号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第52号「除染対策事業令和4年度施工谷津田地区仮置場原状復旧工事(第2工区)請負契約について、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第7、議案第54号に対する質疑を許します。

8番鈴木勝久君の質疑を許します。

○8番(鈴木勝久君) 8番鈴木勝久です。

私は、成果調書46ページ、学校給食センター整備について質疑いたします。

46ページ、成果調書の46ページです。ここに書いてあるのは、実施設計事務委託、建設工事、建設・電気・機械、厨房機器、備品発注4億4,752万8,000円についてでございます。これは令和4年第1回西郷村議会定例会の追加議案で出てきたものでございますが、私、この第1回定例会に関して濃厚接触者であったため、参加というか出席できなかったもので、ここだけについて質疑させていただきます。

まず、令和3年、4年、5年度の債務負担行為、西郷村学校給食センターの工事請負契約についてと建設(電気設備)請負工事、機械設備請負工事と厨房機器・備品購入についてでございます。合計しますと、大体13億円の規模でございます。この13億円の規模を追加議案として出し、また、この3年にかけて債務負担行為にしたということでございますけれども、これだけの規模を追加議案に出したというのは、どういうわけか、その辺がまず分からなかったのでお聞きしたいと思っております。いかがですか。

○議長(真船正康君) 8番鈴木勝久君の質疑に対する答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(緑川 浩君) 8番鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

追加議案に出した理由でございますが、こちら全員協議会等を開催いたしまして、その中でご説明を申し上げまして、議員の皆様方からご同意等をいただきまして、追加議案のほうにさせていただきました。

以上でございます。

○議長(真船正康君) 8番鈴木勝久君。

○8番(鈴木勝久君) まず、計画的にこういうのを進めているわけでございますね。それで、事前になぜ議案に上がってこなかったのかというのが疑問だったのが1つだったんです。

次に、入札状況調書、ここの落札率を見ますと、建設本体96.7%、機械設備98.9%、電気設備97%、厨房機器備品購入については99.77%でございます。

単純に落札率見まして、非常に高いなという印象があります。それでまず、この数字間違いないですか、まずそれ確認します。いかがですか。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質疑にお答えします。

今の資料ちょっと持ってはいないんですが、以前に前回の議会のときにそういう数字だったことを記憶しております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） では、1番から入らせていただきます。

まず、3年間の債務負担行為、これ財源はどうだったんですか、その内訳についてちょっと説明願います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

財源の内訳でございますが、まず、国庫支出金でございます。学校施設環境改善交付金を5,564万4,000円、また一般財源、こちらが3億9,188万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 今なぜ財源の内訳を聞いたかといいますと、債務負担行為にするには、繰り越す財源がない場合やその年度赤字が予想される場合は、債務負担行為は認められないということがありましたので、その確認をさせていただきました。

それでみんなやると時間がないので1つに絞ります。この99.77%、学校給食センター厨房機器備品購入についてでございます。まず、これの予定価格どのように決められたか質疑いたします。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

予定価格の決定でございますが、参考見積り等を取らせていただきまして、各業者、何社からかなんですが、参考見積りを取らせていただきまして、その見積りで予定価格のほう決定させていただきました。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 参考見積りどこから取りましたか。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） では、暫時休憩いたします。

（午前10時51分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

(午前10時52分)

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） これより午前11時15分まで休憩いたします。

(午前10時52分)

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

(午前11時15分)

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き、議案第54号に対する質疑を続行いたします。  
8番鈴木勝久君の質疑に対する答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

先ほどはお時間をいただきましてありがとうございました。

先ほどの見積りの業者でございますが、3社から見積りのほうをいただいております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 名前は公表できませんか。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

3社の業者でございますが、福島アイホー様、日本調理機様、株式会社中西製作所様でございます。以上3社でございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 予定価格を決める際、設定した際に参考見積りを提出させることの問題点、注意点というのがあるんですよ。まず、買手になる、普通ここに入札に参加する業者からは、この参考見積りというのはいずれも参考にならないんですね。

基本的には、予定価格は発注者が自らの責任で設定する性格のものであるということで、予定価格の発注機関がこれ以上、この予定価格というのはいずれも金額では契約しないと定めた上限価格であり、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短などを考慮にして適正に定めなければならない。これ予令第80条の2項に書いてあります。

なぜこんなことを言ったかといいますと、皆様もご承知だと思うんですけども、実は会津美里町の学校給食センター厨房機器購入疑惑というのが2022年6月に出された資料があるんですけども、我が西郷村がこれに非常に似た状態であるんですね。ですから、心配していたんですよ。これなぜ心配するかというと、この先庁舎の建て替え、それから道の駅等、これから目白押しで公共施設を建設するんです。最低限この予定価格をどうやってここは造っているんだという、だから、ここをしっかりとほしかったんですよ。そうすれば入札状況、99.7%であろうが、堂々と出せるはずなんです。

ただ、今の話を聞いていますと、特にこの2社入札というのも非常に危険な問題なんですよね。そういうところで相当危惧するわけでありまして、この内容について本当はもっと詳しくしたいんですけども、私、立場上ここではこれ以上、皆様のいろいろ事情がございますので、これと最低価格の話をしよと思ったんですけども、どうやってつけるかという。これはこの辺にしておきたいと思いますので、この後にしっかりと予定価格、ここに書いてありますよ、発注者が自らの責任で設定すべき性格のものであると。改善すべき方向性ということが書いてあって、これも調べれば分かりますから、しっかりとこの辺を学習して、コンサルタントでも何でもいいですから、適正にその価格を見極める目をつけていただきたいなど、そう思って質疑を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君の質疑は終わりました。

続いて、そのほか質疑のある方は挙手をお願いいたします。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

議案第54号について質疑をしたいと思います。

これ以前にも質疑をしておりますけれども、ナンバー3の決算書の103ページの中で一番下段、農林水産費で農業費の中での農業振興費で、備考の中に業務委託として福島プライド販売力強化支援事業費として279万9,500円支出していますけれども、この内容についてまずお示してください。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君の質疑に対する答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 上田議員の質疑にお答えいたします。

福島プライド販売力強化支援事業費ということで279万9,500円を計上しているところがございますけれども、こちらにつきましては、風評被害、またそのようなものを払拭するに向けた農産物のPR等を行った業務でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

課長、今質疑だからね、質問と言ったんだ。そこちょっと訂正しないと駄目だよ。

今答弁いただいたんですけども、風評被害を払拭するための様々な取組だということで理解しました。その結果の効果はどうだったんですか、279万9,500円も支出をして風評被害とかでいろいろな取組をしましたということだったんですけども、その効果というのはどういうふうに捉えていますか、その部分を私確認したいんです。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

風評被害ということで、実際福島県が原発事故によりまして農産物等に危険性があるんじゃないかということで、全国の方々の認識を払拭するというところで様々なPR



活動を行ったわけでございますが、それに対してどれだけ払拭されたという具体的な数値については、つかんではないところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

今、処理水をまた海洋放出するというので、東電のほうでは何か風評被害を弁償しますよ、賠償しますよとかというのを言っていますよね、そんなことを言われていますよね。

そういった中で、村としては、令和3年度において279万9,500円のお金を出していて、風評被害を払拭するために取組しましたよということ。効果が分からなければ、さらに今度また風評被害が出るかもしれない、海洋放出をした場合に。それにどういうふうに取り組むのかなと思うんです。

前年も多分私同じようなことを聞いていると思うんだよ。令和3年度においてこの約280万円のお金を支出をして効果がどうだったのか、その結果を基に新年度にどのようにそれを反映させるのかということだと思って私は見ているんです。ですから、そこを把握されていないというのは、ちょっとまずいんじゃないかなと思いますよ。

これ以上聞いても仕方がないので、次に伺いたいと思いますけれども、同じく担い手育成支援事業で264万円、これ支出しています。この内容をまず確認したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまの質疑にお答えいたします。

担い手育成支援業務といたしまして264万円ございますけれども、こちらの中身につきましては、新規就農相談4件、認定農業者計画策定業務といって新規で2件、再認定24件等の合計でございます。うち、新規農業者の相談のうち2件が令和5年度、来年度ですけれども、新規就農を予定している見込みとなっております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 結果は、議会の資料の中でちょっと読み取れている部分あったんです。この担い手育成支援事業の支出している内容、どういうことをやったんですかというのを確認したい。そこいかがですか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

新規就農相談ということ、また、就農計画、農業者計画の策定業務、また、再認定業務24件等につき委託料という形でございまして、業者に委託をお願いしてやってもらっているというようところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 業者に委託したでよろしいんですか。確認します。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまの質疑にお答えいたします。

委託料で予算を計上されておりますので、委託ということで認識しているところで

ございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） さっきの福島プライド販売力強化支援事業費、同じくこの担い手育成支援事業、この金額というのはまるごと、まるごとじゃない、西郷農業公社のほうに支出していると思ったんですけども、そこをちょっと確認したいんですけどもいかがですか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

先ほど議員のおっしゃったとおりでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

この予算の動かし方見ていると、結局農業公社にただ丸投げしているだけにしか見えない。そうしたら、産業振興課に農業振興係というのは要らなくなっちゃうんじゃないの、違いますか。行政になぜ農業関係の部署があって、その職員が配置されているのか。職員が頑張っているのは分かります。縦横自由に、自由にと言ったら失礼だね、縦横自在に頑張っておられる姿も見ています。ただ、この予算の結果だけ見ちゃうと、ただ丸投げして終わっているんじゃないのかなと思っちゃうんですよ。何のためにやっているのか分からない。

そして続いて105ページのほうにページ移りたいと思うんですけども、今お話ししました指定管理料でまるごと西郷館で693万円支出しています。農業公社の設立の趣旨として、「農業の専門的な知識と経験を有する職員による技術的な支援体制と自由な発想と行動により農業経営者の農業所得向上」とありますよね。「農業経営の複合化、効率的な農業を展開するための組織化、法人化支援策、農地の集約、規模拡大を図る」とありますけれども、具体的に693万円を、お金を村から支出をして指定管理料としてお支払いをして、具体的に、では、効率的な農業を展開するための組織化とか法人化の支援、あとは農地の集約、規模拡大、具体的に数字というのは、こっちに上がってきていますか。伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

この指定管理料でございますけれども、この中にそういった業務等を行うというような文言が入っているわけでございますが、具体的にはそのような業務までは至っていないという現状はございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） そこまで至っていないということだね。

そして一番ここが重要だと思うんですけども、いわゆる西郷村の村からのお金、指定管理料としてまるごと西郷館に693万円お金を出している。その結果がどうだったのかというところなんですよ。

ですから、私から言わせれば、言わせていただければ、西郷村の農業経営者の農業

所得がどこらまで上がったのか、この693万円お金を出したことによって、西郷村の農業経営をされている方がどのくらい所得が上がったのか、そこを把握されていますか。伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

指定管理ということで西郷村農業公社についての決算の内訳を見ますと、大体毎年販売価格というんですか、収支のほうは上昇しているところでございますけれども、全体の農業者についてどれだけ収入が上がったということにつきましては、この指定管理だけでは分からない部分がございます、把握はしていないところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） それは詭弁だと思う。よく行政のほうは費用対効果という言葉使われますよね。これだけ693万円もお金を、費用を出して指定管理として業務委託をしていますよね。その結果、では、西郷村の農業者の方の所得がどのくらい上がったのか、そこはきちっと把握すべきだと私は思いますよ。でなければ、出す意味がないと思う。

もう一つ伺いますけれども、いつまでこれまると西郷館のほうには指定管理料を出すつもりなんですか、私はそろそろ自立させてもいいんじゃないかと思うんですけれども、伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

693万円ということで3年ごとに契約を見直して、令和5年度には再度契約の金額とかを見直す形になるかと思うんですけれども、まると西郷館のほうにつきましては、売上げも順調に伸びているというふうな実績もございますし、また、指定管理料、村でお願いしている部分につきましては、売上げが伸びていることにつきましては、経営努力について伸びているということもありますので、一概にこれを減らすのかどうかというふうな議論につきましては、また別に検討しなければならないと考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） では、言います。これね、まると西郷館に出荷されている方からよく言われるんですよ。西郷村でお金を出してやっている店なのに、西郷村の人が物を並べるスペースがないよねと。何か見ると、近傍の方の品物ばかりで場所を取られちゃって、西郷村の人が並べる場所がない。あってもその端っこの何か目立たないようなところだと。何のためにお金を出しているのと言われたんですよ。それに関して、そういう意見を村では把握されていますか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

スペースが少ないという話は聞いております。売場面積が当初の計画よりも拡張とございますか、出店される方も多くなってきておりますので、現在の面積では足りなく、

増設なり何らかの形の方策を取ってほしいという話は受けております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私が言っているのは、ハード的な部分を整備しろと言っているんじゃないんです。西郷村の農家の方を優先すべきだよ。でなければ、この693万円出す意味が薄いんじゃないんですかと言いたい。確かによそから来ていろいろなものを出してもらえれば、観光で来た方がそれなりに買っていただければ、丸ごとには利益につながると思う。でも、本来の趣旨である西郷村の農家の方の農業所得を上げるための施設だと考えれば、今のこの693万円出しているお金というのは、ちょっと違うんじゃないかと申し上げて、新年度の予算に反映していただくように申し上げて、私の質疑を終わります。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君の質疑は終わりました。

そのほか議案第54号に対する質疑はございますか。

9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 9番真船です。

なるべく時間の関係もあるので2点ほどお聞きしますが、答弁のほうひとつ簡潔にお願いしたいと思います。

まず1点目なのですが、成果調書の70、71ページの件であります。

温泉健康センター、それに、失礼しました家族旅行村、こちらの経費が7,754万4,000円ということで出されております。村長、12日の一般質問の答弁で、12月には令和5年度の予算を立てることになるので、12月末までには業者を決めたいというような答弁をされていらっしゃいました。昨年12月3日が最後の全員協議会で、それ以来議会のほうには何ら説明がなかったわけでありまして、その後の業者選定の経過、それから現状今どうなっているのか、担当課長、すみませんが答弁願います。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君の質疑に対する答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

現状どのような状況になっているのかということについてお答えいたします。

現在、西郷村におきましたは、両施設の民間活用に係るサウンディング型市場調査のほうを行っているところでございます。この目的といたしましては、経営再建をするため、民間事業者による利活用、また施設の廃止を含めた今後の在り方を検討ということで実施をしております、（不規則発言あり）今実際募集を行っているところでございまして、今現在2社がそのサウンディングの市場調査に参加というふうなことで申出を受けているところでございます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 課長、いいです。

現在2社と協議を進めているというところでありますが、当初の私ども12月3日の全員協議会で示されたスケジュール、これによりますと、本来であれば今年3月に

業者が決定というような計画にはなっていたようであります。村長がおっしゃられた今年度中ということになると、やはり1年遅れということになりますが、したがって、今年1年また、予算は承認されておりますので、今現在も維持管理を続けているわけでありましてけれども、ちなみに村長、令和2年から昨年度までの金額、そして今年度どのくらいかかるのか、要は合計でもいいですから、どのくらいかかるのか、村長もしお分かりになれば教えていただきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

令和2年度に2,600万円ほど維持管理、令和3年が2,500万円程度維持管理にかかっていると思っております。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） やはり重要な案件ですから、当然そういう金額は頭に常に入っていて当然だというふうに思います。ですから、今答弁いただきました金額2,600万円、これは本当にそのとおりであります。これは維持管理だけですので、今回の決算では2,600万円でしたっけ、建物が含まれての金額でいきますと、そしてさらに本年度の計画が3,000万円ほど組んであるそうなんです。

ちょっと私、数字、私調べてもらったところの数字では。相当電気料が上がったりとか、厳しい情勢が続く中でそれだけの予定がされる。そしてさらに今やっております測量、これも3,400万円ほどの予算計上されております。これら全部含めますと、これからかかるものを含めると、1億4,000万円超える数字になってしまいます。これだけかかっているというふうなことから、少しでも早く決定をしていかなくちゃならないということが一番今やらなくちゃならないことだと思います。

今課長の答弁では2社ということでありまして、この2社、なかなか私も常任委員会で7月19日に見てきましたけれども、両施設本当に難しいと思います。それをやってくれるというところがあれば最高ですので、ぜひこの2社のうちどちらかと契約できるように最大の努力をしていただきたいということで、この問題については、最後に村長に本当に今年度末までには決定するんだという強い意思をもう一度表明いただければと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 7月19日に議員の皆さんが現地を見ていただいた、歴史を感じるかと思っております。それをどうするかということも含めながら、業者2社ありますけれども、それらとよく協議しながら、年度内にはやはり方向を出さないといけないと私は思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 年度内には必ず結論を出していただくということでお願いしたいと思っております。このままで行っちゃいますと、また来年度維持管理費予算計上なんてことになったんでは、議員の皆さんからも理解はいただけないと思っております。

したがって、12月の予算計上のときには、あり得ないと思っておりますが、その辺のそ

の時期にはどういう状況になっているのかというのをぜひ議会のほうに説明いただければというふうに思いますので、お願いをしておきたいと思います。

もう1点ですが、成果調書131ページの西郷駐在所移転事業についてであります。

駐在所、非常にモダンな駐在所ができて、村民の方もあの場所にできたということで当然目立ちますし、安心もされているのかなというふうに思うんですが、後ろに残っている残地の件なんです、この残地今後どのように、処分という言い方おかしいんですが、どのようにあの土地を利用していこうとしているのか、私が一番心配するのはキッズクリニックの薬局の脇の空き地と同じことになってしまうんじゃないかと。ただそのままもしないで置くというような、要は土地がそのまま死んでしまっているというようなことになったんでは、高いお金をかけているわけでありまして、ぜひそこが今どのような状況なのか、そして今後どのようにあの土地を有効活用しようとしているのか、その点を最後に村長のほうからお聞きしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 答えいたします。

あの土地は、駐在所移転ということで農協から1筆ということで買わさせていただきました。今駐在所利用されておりますけれども、残地については今後いろいろなことを考えていきたいと思いますが、今のところこういったやりたいというビジョンはないんですけれども、有効活用をしていきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 今はないということですが、ぜひこちらのキッズクリニックのほうもあれだけ残っています。非常に土地としてはすばらしい土地なわけでありまして、両方早急に有効活用ができるように活用方法を考えて利用していただくことをお願いして、質疑を終わります。ありがとうございました。（不規則発言あり）失礼しました。「キッズランド」じゃなく、「キッズクリニック」の薬局の脇の空き地ということで訂正願います。よろしくお願います。

○議長（真船正康君） 許可します。

続きまして、議案第54号に対するそのほかの質問のある方、挙手をお願いいたします。

訂正。はい。

○8番（鈴木勝久君） 8番鈴木です。

私も訂正をお願いしたいんですけれども、先ほど議案第54号の中で「繰越明許費」というのを再度使っていましたが、「債務負担行為」の間違いでした。訂正していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（真船正康君） ただいま8番鈴木勝久君から発言の訂正の申出がありました。会議規則第64条の規定により、議長において許可いたします。

続いて、議案第54号に対してのその他の質疑ございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第54号「令和3年度西郷村歳入歳出決算の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり認定されました。

◎議案第55号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第8、議案第55号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第55号「令和3年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

◎議案第56号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第9、議案第56号に対する質疑を許します。  
10番藤田節夫君の質疑を許します。

○10番（藤田節夫君） 議案第56号「令和4年度西郷村一般会計補正予算（第3号）」について質疑いたします。

まずはじめに、主な予算の内容ということで5ページですか、12番に県産農林水産物販売力強化支援事業とありますけれども、これは一般会計624万円、国県支出金が623万8,000円ですか、これ東京都内で開催される大規模なフードフェスティバルへのブース出展、西郷村産米を使用したメープルサーモン丼の提供や農産物販売等となっていますけれども、これはもう既に決まっている行事なんですか。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君の質疑に対する答弁を求めます。  
産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

県産農林水産物販売力強化支援事業でございますけれども、この定例会におきまして予算が議決される形でございましたらば、実行に移すという形となります。予算の

ほうが可決される形になりましたらば、実行に移す形となります。（不規則発言あり）

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） このフェスティバルは1個だけなんです。これに全部1,247万8,000円使用するという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

こちらのイベントになるわけですが、日本最大級の魚食、魚を食べるイベントということで、東京の代々木公園や日比谷公園などで実施を行う形となりますけれども、来場者を大体100万人と見込んでおまして、それに西郷村も参加するというような形となりますが、予算額といたしましては1,247万8,000円、国庫、国庫支出金、これで623万8,000円でございますけれども、残りの部分、一般財源に計上はしてありますけれども、残りの部分は震災特交、震災復興特別交付税ということで充てられることとなりますので、西郷村の持ち出しにつきましては、ほぼゼロに近い形となることを思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 大規模なお祭りだとしてもですよ、1,247万8,000円という予算はちょっと私には考えられないんですけれども、ここにメープルサーモン井の提供と書いてありますよね、これは無料で出すということで理解していいんですか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

メープルサーモン井の提供でございますけれども、こちらは料金を取って提供するという形になるかと思えます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） そうすると、これ何日間やるんですか、期間は。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ちょっと暫時休憩いたします。

（午前11時56分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前11時56分）

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

現在のところまだ確定した日にちではないんですけれども、実際の開催期間といたしましては、2023年2月23日木曜日から24、25、26と4日間となっております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） これ何名ぐらいで参加する予定なんです。



○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

まだ実際のところ稼働するに当たって動いているわけではございませんので、人数等決めているわけではございませんけれども、産業振興課以外にも観光協会等いろいろな協力を得ながら実施する形となるかと思えますし、出展する業者さんなんかも一緒に行くという形になるかと思えますので、そこその人数にはなるかと思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） あまりにも予算が、一つの国というか主催であっても、予算的に見ると相当な予算なんでびっくりしちゃったんですけども、後で内容等が分かれば教えていただければと思います。

それと、次に、6ページですかね、主な予算の概要の6ページですけども、一般質問の中でもお話ししましたけれども、まず燃料購入費用等一部を支援するということですけども、この業者の範囲はどのぐらいの範囲なのでしょう。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

物価高騰対応西郷村中小企業緊急支援事業についてのおたしだと思えます。その中での業者ということで、業者につきましては、村内に事業所を有する中小企業等ということでございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） これは何というの、小売店とかのも全部入ると理解してよろしいんですか。小売店も全部、何事業者ぐらいいるんでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

中小企業ということで、法人450社、個人事業主350社ほど西郷村内にはあるということで認識しております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） これに書いてあると、燃料費購入費等となっているんで、具体的に我々だとそういった業者がメインになるのかなとは思いますが、そういったことではなくて、こういった物価高騰に関して村内の小売り・零細企業が大変厳しいということで、その辺は全員に出すと、給付金として出していきたいということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

物価高騰対応ということで、全業者に、先ほど申し上げた全ての会社という話ではございませんでして、一応交付の対象経費につきましては、事業所が事業を行う当たりに負担した燃料費ということで、ガソリン、灯油、軽油及び電気、公共料金ということで電気代、ガス代などの経費を対象経費としているところでございます。

また、交付の額につきましては、令和4年4月から令和4年9月までの任意の1か月の対象経費の総額から前年度の対象経費の総額を差し引いた額に12を乗じ、その額の10%ということで積算をしているところでございます。

簡単に申しますと、前年と今年の中で一番差額が大きかった月を比べて、それを年間12か月を掛けて、その10%が交付の対象経費となるというふうな積算でございます。

ただ、上限を設けておまして、法人につきましては10万円を上限、個人事業主につきましては5万円を上限ということで上限をつけさせてもらっているところでございます。

#### ◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま10番藤田節夫君の質疑の途中でありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時01分）

#### ◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正康君） ここで財政課長より資料の訂正についての発言の申出がありましたので、これを許します。

なお、訂正書類は議長においてあらかじめお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 資料の差し替えをお願いいたします。

資料の差し替えは、今定例会で配付しました入札結果報告書の入札状況調書34件のうち5件目の、お配りしました西郷村第二中学校中庭改修工事の入札状況調書です。

訂正箇所は、この中に、今回お配りした中の中段に最低制限価格、予定価格が明記されておりますが、配付した資料にその明記がございませんでした。申し訳ございません。差し替えをお願いします。

○議長（真船正康君） 財政課長から訂正についてありましたが、今後は十分気をつけるよう申し伝えます。

それでは、休憩前に引き続き、議案第56号に対する質疑を続行いたします。

10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） それでは、先ほど課長が答弁しましたけれども、燃料購入費用ということで、ガソリンとかガス代とか、電気代と言いましたけれども、これは売上げには関係ないという理解でよろしいんですか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

売上げには関係なく燃料の高騰費に対してということになっております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） それでは、昨年の要するに燃料費とかを何だ、抜粋してそれで幾らかかったと。今年は何月で幾らかかっていると。その差額が昨年より多い事業者のみということになりますよね。

そうすると、なかなか限られてきちゃうと思うんですけども、輸送業務とかやっている事業者は、仕事柄ね相当それはありますけれども、普通の小売業とかやっているところはそんなにはないと思うし、売上げにしても、去年はもう外出規制があったりして、今年はそのがなかったんで売上げ的にはちょっと伸びている事業者も多いと思うんですけども、そういったところは考慮をしないで、ただ燃料費、ガス、公共料金も含むかどうか分からないですけども、こういったことで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

先ほど申されましたあくまで燃料費及び公共料金ということで、ガソリン、灯油、軽油、また電気、ガスなんかにつきましては、昨年に比べると今年は間違いなく上がっておりますので、その値上げ分に対してということで計算をして支援するというふうな形となっております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） そうね、了解しましたけれども、そうすると本当に限られた事業所だけの給付になっちゃうのかなと私は思うんですけども、もっと簡素化して、去年は外出規制なんかもあったんで、それと昨年と今年ではまた違う、売上げなんかも相当落ちているので、去年はね。今月はそれなりに伸びているところが多いと思うんです。外出規制が今年はなかった分だけは伸びていると思うので、そうすると数えるぐらいしかないのかなと私は思うんですけども。

それとこの何だっけな、業務委託80万円、需用費。これはどちらに委託するのでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

業務委託として西郷村商工会を予定しております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 了解しました。

それともう1点、補正予算の主な内容の5ページの11番ですか、西郷村施設園芸野菜振興対策事業費ということで200万円計上されておりますけれども、この資材の機械とか、農業用施設ですか、そういった面は分かるんですけども、材料費等となっているんですけども、これは具体的にどういったもので限度額は幾らぐらい見ているのか、お聞きします。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

西郷村施設園芸野菜振興対策事業でございますけれども、こちらにつきましては、

農業機械や農業用の施設、ビニールハウスとかですね、そのような資材の購入を行う場合に助成をするということでありまして、それぞれの項目別に金額、補助の金額が限られていまして、資材なんかだと10万円とかいろいろ決められておりまして、細かい内訳の資料を今持っていないもんですから全てお答えすることができないんですけども、そのような農家に対する支援ということで、資材等購入した場合にはこちらの事業で支援するという中身となっております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） それでは、施設とか機械によって補助額が違くと理解してよろしいですか。村民はそれを知るのにはどうしたらいいんですか。私、農業やっていないんで分からないんですけども、農業関係やっている人はほとんど分かっているんですかね。この補助額とか、どういったものに補助が出ているとか、これに対しては、これに関しては幾らまで補助が出るよというのは、皆理解しているんですか。村民に知らせなくちゃいけないですよ、せっかくいいことをやるんですから。その辺はどう考えているんでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

産業振興課のほうに相談に来られた場合には、当然のことながらこういった事業がありますというアナウンスはさせてもらっているところでございますし、この事業、単独事業になりますけれども、事業が始まった当初も、何らかのチラシなどを配布するなどの周知は行っているというふうなことで認識しております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） それで今回もそういったことで知らせると、関係者にはね。こういった補助出るよということで知らせるとということで了解してよろしいんですか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

この事業につきましては、新規で今回改めてやるというものではございませんでして、既に実施しているものについて予算が足りなくなったので計上したというふうな事業でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） なるほど。了解しました。

以上で質疑を終わらせていただきます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君の質疑は終わりました。

次に、議案第56号に対しての質疑ございますか。

11番矢吹利夫君の質疑を許します。

○11番（矢吹利夫君） 11番。

議案第56号「令和4年度西郷村一般会計補正予算（第3号）」について質疑します。

小規模導水路整備事業について伺います。8,700万円の内訳をちょっと、大き

いのだけで結構ですので具体的に説明願います。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君の質疑に対する答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

小規模導水路整備事業の大きなものということでございますので、大きなものの1つ目といたしましては、西原地区水路工事、また上新田地区水路工事、小田倉馬場坂地内水路法面補修工事、熊倉地区舗装工事、折口原地区水路工事、藤生段地内水路工事等々となっております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。

事業目的の中で、各行政区等からの水路等の維持補修要望が多数申請されておりますが、その中で、課長にお聞きしますが、その優先順位と申しますか、これはどういう判断でしているのか説明願います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

優先順位というご質疑でございますけれども、まず基本となるのが行政区長さんから導水路等の維持補修申請とか、そういったものが出てきたものについて、まずできるのかどうか判断の上、予算の大小にも関わりますけれども、予算が確保できたものから順番に処理していくというふうな形を取っております。

また、なかなか物理的な問題とか、地権者の問題とか、難しい部分につきましては、後回しになる、優先順位的には下がってしまうようなこともあるかもしれませんが、基本的には行政区長さんから上がってきたものについては、全て行ってきたいというスタンスの下、やっていると申しております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） いろいろと課長さんも代わったもので、継続ということで申し送りはしておると申しますが、私の記憶では10年近くたつと思うんです。一の又路線のほかから引いている、結構事業費はかかるの課長は認識していると思いますが、一遍にやれとは言いませんけれども、それも随時入れておけばいいのかなと思うんですけれども、区長さんの要望の中でも大小ありますけれども、継続でずっと申し送りして課長さん、3回かな、今の相川産業振興課長で代わって何人、以前その計画も補正でも当初でも入れてもらえれば一番ありがたいんですけれども、一向に要望のみで頭に入っていないんだか何だか、いろいろと村長の判断ですから仕方ないと思いますが、それもくんでいただきたいと思っております。

内容的なのは、8,700万円の理解しました。ありがとうございます。

それに、体育館管理費について、今回、548万円の体育館管理費の中でトレーニング機器導入5台ありますね。以前も修理ということで、あまりひどくならないうちにやったらどうかということで私も指摘はしていたんですけれども、今回ようやく上がったという、この5台の内訳を金額で、どういう機器を入れるのかご説明をいただ

ければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（真船正康君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） ただいまの質疑にお答えいたします。

今回、体育館の2階にありますトレーニング室に新たにライトウエイトマシンシリーズということで、体を鍛えるトレーニング機器を5台購入する運びということで予算のほう計上させていただいております。

中身としましては、ちょっと実際の機器の名称になってしまうんですけども、チェストプレス、主に何というんですかね、こういった胸とか、そういった部分を鍛える機械でございます。それからベックデッキというような、これも同じような部分ではあるんですけども、あとはレッグエクステンション、足の部分を鍛えるような機会になります。それからミッドロウ、これは背中の部分ですね、それからラットプルダウンということで、こちら背中を鍛えるような部分ではありますけれども、こちら5台の機械を新たに購入させていただきたいということでありますが、こちらにつきましては、今回ちょっと寄附というようなことで、購入費用については全額、そういったことでの寄附を受けるような形で今話が進んでいるところでございます。

ちょっと機械の具体的な名称で申し上げておりますので、非常に分かりづらいかもしれませんが、差し支えなければ後ほど図面等でご覧いただきたいなというようなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 再質疑します。

この5台購入の内訳の金額と、どういうものを使っているのか、説明しても分からないということであれば、ある程度金額大きいのはあそこにある寝て上げたりとか引っ張ったりするものだと思うんです、金額ね。そのほかの足踏みだのは金額的には大したかからないと思ひますけれども、一番大きいのが大体100万円ぐらいかかるとか、課長が申し上げましたとおり、337万円の内訳は寄附ということで入っています。あと一般財源から210万3,000円ですか、入っていますけれども、それは内装ということで分かっているんですけども、それで5台丸っきり同じものではスペース的にもトレーニングルームが狭いものでできないから、その詳細的なものを教えてください、金額等ということで質疑したわけなんですけれども。

○議長（真船正康君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） お答えいたします。

今回購入します5台につきましては、実際体育館の2階にありますトレーニング室につきましては、非常にそれぞれの機械について年数がたっているところもありまして、中には一部不具合といいますか、ちょっと使いづらいものもござひます。こちらにつきましては、実際2階のトレーニング室の中を見ていただきまして、こういった器具を入れたらいいんじゃないかというような、何というんですかね、アドバイスをいただきながら機械のほうの選定5台をさせていただいたところなんです。

金額につきましては、一番高いものでメーカーでの金額ではござひますけれども、

約75万円ほどの機械でございます。その他の一番今回の中で安いものでありまして、おおよそ70万円近くということで、5台につきましてはそれぞれ5万円くらいの差があるのみで、5台ともほぼ似たような金額での内容となっております。

今回入れる機械につきましては、何と言ったらあれですけれども、通常のダンベルとかバーベルとかを使ってやるという機械よりは、サーキットジムの、何というんですか、機械におもりとかがついたりしてそれで使うような器具でございますので、扱い方としては、非常にこれまでよりは安全面では優れているんじゃないかということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。

今の課長の答弁で理解したところもありますけれども、安全面ということで今おっしゃったんですけれども、安全面の問題であれば、以前も私、何回か見ているんですよ、あそこ使っている人、使い勝手の。まず、床がもろに機械置いてあるだけで、前の課長にも言ったんですけれども、ゴムのラバーの厚いものを置かないと、じかにコンクリ入れて、機械なんぼ新しいのを交換しても壊れちゃいます。以前多少ボルト取れたものを言ったにもかかわらず、修理不可能になっちゃって壊れた状態で、金額が安くないから早いうちに手を打ったほうがどうですかというふうに言ったにもかかわらず、金があるんだかなんだか分からない、今回寄附していただいたという。

私にすれば管理がずさんというか、あの全体あれだけの重みがあれば、当然衝撃も加わって重くて力抜けたらもろに落としますから、あの床見たときありますか、ぼこぼこですよ。だから、厚いマットを部屋全体に引いて、衝撃を吸収するようなマットをその機械の下に。ほかのジム見て、私も行っていますけれども、見ると分かります。全然違いますよ。また新しいの5台入れても、すぐ壊れます。きちんとそういう基礎的なことからきちんとやらないと駄目です。

そういうことで、今回ようやく5台購入していただいたということで、利用者としての私も一人として喜んでおります。

以上です。ありがとうございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君の質疑は終わりました。

議案第56号に対するそのほか質疑の方ございますか。

12番上田秀人君の質疑を許します。

○12番（上田秀人君） 12番。

議案第56号について質疑をしたいと思います。

質疑をするに当たって、9月補正の主な内容を記載された資料のほうが分かりやすいと思いますので、その資料でちょっと質疑をしたいなと思います。

ページ数で4ページで、衛生費で、これは保健衛生費になるのかな。新型コロナウイルスワクチン接種事業ということで金額が計上されています。これに関しては、今ワクチン接種に関してはいろいろな情報が今世の中錯綜しています。そういった中で、

特に今注視していただきたいのは、小さな子どもさん、5歳からかな、そういう子どもさんに対してのワクチン接種も今取り沙汰されています。ワクチン接種に関してのメリット・デメリット、これらを全て、全てというか村でつかんでいる情報をきちんと接種対象者に説明をして、接種対象者がきちんと判断できるようにすべきだというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。伺います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君の質疑に対する答弁を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 12番上田議員のご質疑にお答えいたします。

村では、昨年5月から新型コロナウイルスのワクチン接種の事業を継続的に行っておりますけれども、接種券を配布をさせていただく際に、そういった議員おただしのようワクチンのメリット、あと危険性というのを周知した上で配布をさせていただいております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 説明をさせてもらっているということで理解をしております。

ただ、今テレビ、私、テレビよく見ないので分からないんですけども、テレビを見ていると、ワクチン接種を接種しないと駄目だよという情報しか流れていないということと言われる方がいるんです。反対に今度インターネットなんかを見ていると、ワクチン接種をするといろいろなデメリットがあるよとか、情報が流れている。だから、世の中今いろいろな情報が錯そうしてしまっているんで、行政の公正な情報を提供すべきだというふうをお願いをして、次の質疑に入ります。

続いて、同じく6ページの部分で、これは農林水産費の中の農業費で、畜産農家に対する補助の部分がございまして。これ前回、私、畜産農家に対しても補助をすべきだよとお話をして、それが今予算化されてきた部分もあるのかなというふうに高い評価をするところであります。

ただ、昨今1つの情報が入ってきまして、北海道、九州あたりでは、子牛の価格が10万円以上暴落していると、今回、何十年かぶりに乳価が引き上がったんですけども、その引上げ分が結局子牛の値段が下がったことによって、畜産農家がまた同じく収入が減ってしまうということが言われてきています。まだ本州ではそこまで至っていないみたいなんですけれども、北海道なんかではなっているということで、本州でもそうなるんじゃないかという心配の声が今寄せられてきていますので、担当課におかれましては、大変であってもアンテナを高くしていただいて対応を検討すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

西郷村畜産飼料緊急支援事業についてのご質疑だと思います。現在西郷村のほうでは補正予算に計上ということで、1頭当たり1万円、乳牛は1頭当たり1万円、肉牛・繁殖牛につきましては、1頭当たり2,500円ということで計上しているところでございます。



また、最近の新聞なんかですと、酪農対策ということで国のほうで1頭1万円というふうな施策を打ち出して、新聞紙上に載ったところも承知しているところがございます。

また、乳価につきましては、11月から引上げといたしますか、異例な措置ではございますけれども、11月から引き上げるというふうなことで、これも農家さんにとってはありがたいというような情報だと思います。

また、県のほうにつきましては、輸入乾燥牧草購入費に対する補助ということで、1トン当たり5,000円ということで、県酪農協、全農福島、県南酪農などの段階から各農家さんのほうに支援されるというふうな情報も入っているところがございます。

また、同じく畜産飼料、畜産といたしますか、配合飼料の価格安定制度という国の制度がございまして、これに加入しているとある程度の補填金がもらえるんですけども、これは県におきまして令和3年度加入金が300万円、1トン当たり400円だったものが、令和4年度、今年は1トン当たり600円に引き上げるというような支援策も打ち出されているところがございます。

様々な支援策を見て村のほうでも何かできることはないかということで、今回補正予算のほうにこのようなものを計上させてもらったところがございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今いろいろ説明を受けたんですけども、私はそういったことは大体情報入っていましたんで、ただ、村が今回こうやって補正で予算を組んだということに対して、私評価をしているわけです。ただ、せっかくこうやって予算を組んでいただいて対応していただけるものの中で、今申し上げましたように、北海道、九州あたりでは子牛の値段が暴落したと、1頭当たりもう10万円ぐらい下がってきているという話なんですよ。

理由としては、外食しないことによっていわゆる肥育屋さんが子牛を買わないことが1つの原因にもなっているし、外食も落ち込んでいると、コロナの関係でね。そういった面で価格が暴落したんだよということを聞いているんで、まだ本州においてはその影響は色濃くは出ていないみたいなんで、それが影響が出るはずかもしれないということで、アンテナを高くしていただきたいなということでお話をしております。

そういった中で、さらに畜産農家だけでなく稲作農家、野菜を作られている農家の方々、この年末に向けていろいろな資材の支払いとか出てくると思います。ですから、そういった面でも緊急的に救済措置を取れるような、そのためにもアンテナをもう一段、二段高くしていただいて現状を見ていただきたいというふうにお願いをして、質疑を終わります。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君の質疑は終わりました。

続いて、議案第56号に対する質疑ございますか。

（「なし」という声あり）

- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第56号「令和4年度西郷村一般会計補正予算（第3号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。  
よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第57号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第10、議案第57号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第57号「令和4年度西郷村墓地特別会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。  
よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第58号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第11、議案第58号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第58号「令和4年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。  
よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第59号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第12、議案第59号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第59号「令和4年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」、  
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第13、議案第60号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第60号「令和4年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、  
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第14、議案第61号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第61号「令和4年度西郷村水道事業会計補正予算(第2号)」、  
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号に対する質疑、討論、採決

- 議長（真船正康君） 続いて、日程第15、議案第62号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第62号「令和4年度西郷村工業用水事業会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。  
よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第63号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第16、議案第63号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第63号「令和4年度西郷村下水道事業会計補正予算（第2号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。  
よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。  
◎報告第3号に対する質疑
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第17、報告第3号に対する質疑を許します。  
質疑はありませんか。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
報告第3号「令和3年度西郷村財政健全化判断比率の報告について」は終わります。  
◎報告第4号に対する質疑
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第18、報告第4号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
報告第4号「令和3年度西郷村公営企業会計資金不足比率の報告について」は終わります。  
◎報告第5号に対する質疑

- 議長（真船正康君） 続いて、日程第19、報告第5号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
報告第5号「一般財団法人西郷村農業公社経営状況報告について」は終わります。  
◎議案第64号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、追加日程第1、議案第64号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第64号「西郷村教育委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の  
挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。  
よって、議案第64号は原案のとおり同意することに決定いたしました。  
◎諮問第2号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、追加日程第2、諮問第2号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本案に対する賛成議員の挙手  
を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。  
よって、諮問第2号は適任の意見を付すことといたします。  
◎議員派遣の件
- 議長（真船正康君） 次に、日程第20、議員派遣の件を議題といたします。  
本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規  
定により、議員の派遣について議会の議決を求めるものであります。  
おはかりいたします。  
お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会中における継続調査の結果について

○議長（真船正康君） 次に、日程第21、閉会中における継続調査の結果についてであります。

このことについて、議会運営委員会委員長並びに産業建設常任委員会委員長より別添のとおり報告がありました。

つきましては、本報告書の写しの配付をもって委員長報告といたしますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（真船正康君） 次に、日程第22から日程第25までの各常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管並びに所掌事務調査について閉会中の継続調査の申出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本会議中、誤読などによる字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長（真船正康君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（真船正康君） これをもちまして、令和4年第3回西郷村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後1時39分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月16日

西郷村議会 議長 真船正康

署名議員 鈴木昭司

署名議員 大竹憂子